

# 石川県公報

平成 25 年 8 月 20 日  
第 1 2 6 2 2 号 (火曜日)  
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示		公 告	
○医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (厚生政策課)	1	○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	2
○生活保護法に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 (同)	1	○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	4
○医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	1	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 (同)	2	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課)	6
○保安林の指定 (森林管理課)	2	○県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区の指定の案の縦覧公告 (自然環境課)	6
		○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	6
		○政府調達に関する協定に係る入札公告 (警察本部)	7

## 告 示

### 石川県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年8月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一 瀬 喜 由	ヒ ト セ 接 骨 院	七尾市本府中町ヲ部5-1	平成25年5月28日
前 田 剛 志	ま え だ 接 骨 院	小松市打越町丙5番地2	平成25年7月1日

### 石川県告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成25年8月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
前 田 剛 志	ま え だ 接 骨 院	小松市打越町丙5番地2	平成25年6月30日

### 石川県告示第371号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年8月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
一 瀬 喜 由	ヒ ト セ 接 骨 院	七尾市本府中町ヲ部5-1	平成25年5月28日
前 田 剛 志	ま え だ 接 骨 院	小松市打越町丙5番地2	平成25年7月1日

### 石川県告示第372号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成25年8月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
前 田 剛 志	ま え だ 接 骨 院	小松市打越町丙5番地2	平成25年6月30日

### 石川県告示第373号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年8月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 保安林の所在場所

金沢市直江野町へ6の4の2、6の5、ト2の5（次の図に示す部分に限る。）、竹又町ハ13の1（次の図に示す部分に限る。）、ホ84の乙・84の丙合併、七尾市佐野町ム8の2、8の4、13、14の1、22の1、ヨ15、万行町四九56、60、86、95、96、五式2から9まで、11、12、矢田町五号水上34から39まで、式八号西谷2、3の1、4、9、輪島市門前町道下壺壺式8の1、壺壺五20、町野町西時国蛇ヶ谷1、南時国口1の2、珠洲市真浦町ナ部96から98まで、100、101、若山町上山参壺字26、参参字31の甲

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金沢市直江野町へ6の4の2、6の5、ト2の5（次の図に示す部分に限る。）、竹又町ハ13の1（次の図に示す部分に限る。）、ホ84の乙・84の丙合併、七尾市佐野町ム8の2、8の4、13、14の1、22の1、ヨ15、万行町四九56、60、86、95、96、五式2から9まで、11、12、矢田町五号水上34から39まで、式八号西谷2、3の1、4、9、輪島市門前町道下壺壺式8の1、壺壺五20、町野町西時国蛇ヶ谷1、南時国口1の2、珠洲市真浦町ナ部96から98まで、100、101、若山町上山参壺字26（次の図に示す部分に限る。）、参参字31の甲

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 石川県告示第374号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成25年8月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 西海第1加入区

## (1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸イの3番地の4 橋本 克広

羽咋郡志賀町西海風戸イの27番地の1 瀬川 善彦

## (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

## (3) 区分

総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、主としてかごを使用して営む漁業

## (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成25年7月22日

## 2 西海第1加入区

## (1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風無チの46番地 高中 祐治

羽咋郡志賀町西海風無チの55番地 小川 英樹

## (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

## (3) 区分

総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、主として底びき網、刺網又は小型べにずわいがにかごを使用して営む漁業

## (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成25年7月22日

## 3 西海第1加入区

## (1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海千ノ浦口の129番地 寺出 幸一

羽咋郡志賀町西海風戸ハの148番地 橋本 甚二郎

## (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

## (3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち総トン数3トン以上5トン未満の漁船により行う漁業

## (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成25年7月22日

## 4 西海第3加入区

## (1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町稲敷チの38番地 砂走 俊六

羽咋郡志賀町酒見河原147 岩尾 忠司

## (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(富来七海、東小室、酒見、稲敷、富来領家町、相神及び富来地頭町の区域に限る。)

## (3) 区分

総トン数3トン以上10トン未満の漁船により行う漁業

## (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成25年7月22日

**石川県告示第375号**

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、平成25年9月24日から施行する。

平成25年8月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行粟津駅前支店の項中「小松市符津町」を「小松市島町」に改める。

**公 告**

## 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年8月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 調達内容

## (1) 購入件名及び数量

タイヤチェーン(除雪車用) 1,033本

## (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成25年12月6日

## (4) 納入場所

別途指定する場所

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加者資格

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成25年石川県告示第83号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

## (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

## (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成25年9月17日（火）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成25年10月1日（火）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成25年10月1日（火）午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

### 6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

1,033 tire chains for snow plows

(2) Delivery date

By 6 December 2013

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 1 October 2013

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

## 予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年8月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	承諾撤回年月日
小 幡 美 智	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院	平成25年7月31日

## 県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区の指定の案の縦覧公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したいので、当該特別保護地区に係る名称、区域及び存続期間並びに当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を平成25年8月20日から同年9月2日まで縦覧に供する。

なお、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までの間に、当該指針案について、知事に意見書を提出することができる。

平成25年8月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 特別保護地区の名称

県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区

## 2 特別保護地区の区域

河北郡津幡町字吉倉地内の町道吉倉5号線と町道吉倉小熊線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み山林と水田との境界との交点に至り、同所から同境界を南西に進み石川県森林公園御館山林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み石川県森林公園の山道との交点に至り、同所から同山道を北西に進み石川県森林公園中央林道との交点に至り、同所から同林道を北北東に進み同町字吉倉と同町字大熊の字界との交点に至り、同所から同字界を東に進み町道吉倉小熊線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 特別保護地区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで（10年間）

## 4 特別保護地区の保護に関する指針案

## (1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、石川県森林公園内にあり、カマンチャ谷内池を中心になだらかな丘陵地帯や池、湿地などの景色に富んだ地域で能登の代表的な里山の自然環境を備えている。毎年秋から冬にかけ、アトリ、ツグミ、シロハラ、カシラダカ等が大群となって飛来し、重要な渡り鳥の渡来地になっている。このように、当該区域は、多様な森林環境に恵まれているため、特にツグミ類等の森林性鳥類の渡り鳥の重要な越冬地になっている。これらのことから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、渡り鳥の保全を図るものである。

## (3) 管理方針

当該区域及び周辺は、昭和48年から石川県森林公園として県民の利用に供されているとともに、昭和48年から昭和58年までは国設笠谷鳥獣保護区特別保護地区として、また、昭和58年から現在までは県設津幡鳥獣保護区特別保護地区として保護されてきた野鳥の生息環境に恵まれた区域である。これまでも多数の野鳥の生息が確認されており、引き続き特別保護地区に指定し、繁殖地の環境を現状のまま保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

## 5 縦覧場所

石川県環境部自然環境課及び石川県県央農林総合事務所管理部企画調整室



大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成25年8月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ金沢駅西店

金沢市駅西新町三丁目207番ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成25年4月9日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年8月20日から同年9月20日まで

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年8月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 借上件名及び数量

デジタル解析図化機借上 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

(4) 借上場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成25年石川県告示第83号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表者する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成25年9月26日（木）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品を確実に納入できるものであること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限  
平成25年9月30日（月）正午（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）
- (4) 開札の日時及び場所  
平成25年9月30日（月）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無  
無
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

### 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented  
Digital photogrammetric workstation 1 set



- (2) Period of lease  
From 1 January 2014 through 31 December 2018
- (3) Delivery place  
To be specified later
- (4) Time limit of tender  
noon 30 September 2013
- (5) Contact Point for the notice  
Finance Division Ishikawa Prefectural Police Headquarters  
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8553 Japan TEL 076-225-0110

